

令和4年3月1日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

	ページ
1 いのち・未来戦略本部室における課題解決に向けた取組について……………	1
2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について……………	3
3 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	7
4 神奈川県科学技術政策大綱の策定について……………	9
5 未来社会創造に向けた取組について……………	11
6 社会環境の変化に伴う政策課題について……………	16
7 新型コロナウイルス感染症に係る対応について……………	19
8 県内米軍基地を巡る状況について……………	21

参考資料 社会環境の変化に伴う政策課題について（案）

1 いのち・未来戦略本部室における課題解決に向けた取組について

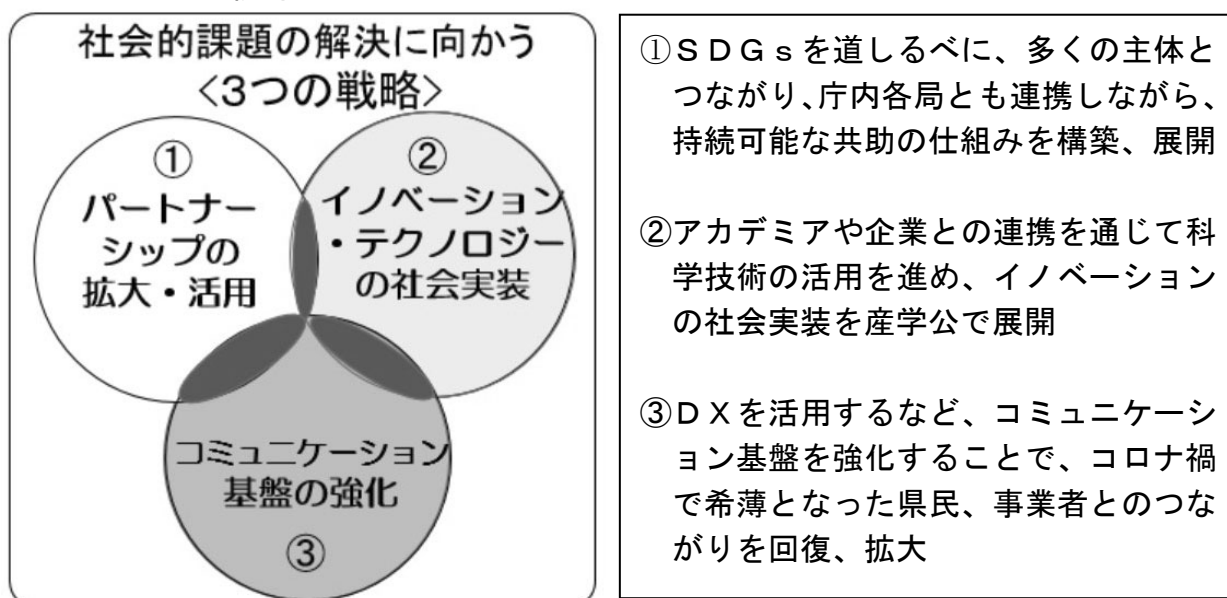
「いのち・未来戦略本部室」は、複雑・多様化する社会的課題の解決に向けて、パートナーシップ、テクノロジー、コミュニケーション等を活用しながら、新たな解決方策の導入や価値の創造など、各部局と連携した様々な取組を進めており、今後、より一層の強化を図ることとしている。

(1) いのち・未来戦略本部室の理念、3つの戦略及び4つの柱

ア 理念

いのち輝く神奈川の実現 ～誰一人取り残さない～

イ 3つの戦略

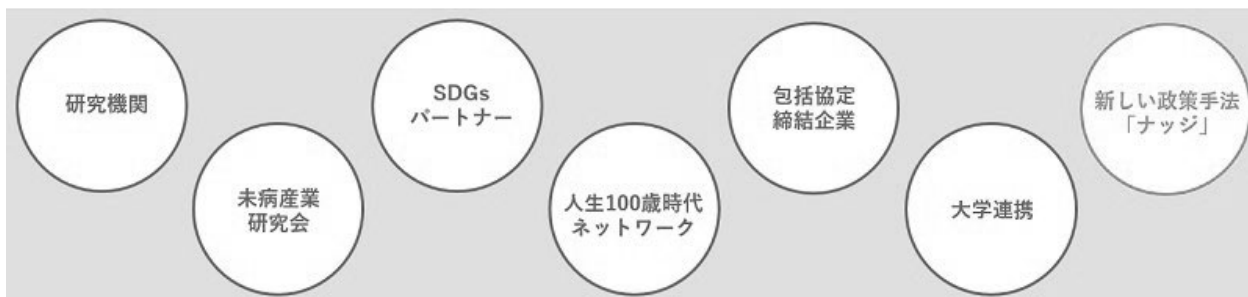


ウ 4つの柱（事業分野）

- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の推進
- ・ ヘルスケア・ニューフロンティアの推進
- ・ 「神奈川県科学技術政策大綱」に基づく科学技術政策の推進
- ・ 未来社会創造に向けた取組

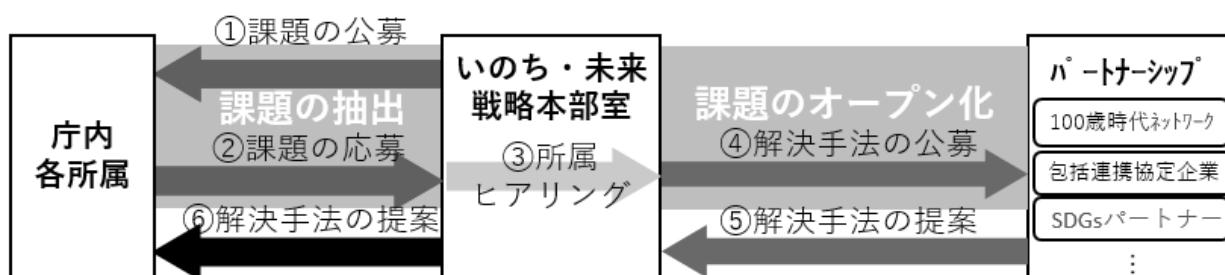
(2) 社会的課題の解決に向けた「未来プロジェクト」の推進

本部室では、関係局と連携した生活困窮者支援として、生理の貧困対策や留学生支援など共助の取組を実施しているが、こうした取組をさらに加速させるため、庁内関係局と、事業者との連携などによる課題の解決策を検討する「未来プロジェクト」を推進することとした。



※ いのち・未来戦略本部室がこれまで培ってきたパートナーシップ等

【スキームイメージ】



(7) 課題の抽出

現在、庁内各部局に対し、事業者等とのパートナーシップを活用して解決が期待される課題を公募し、応募のあった部局に対しヒアリングを実施している。

(1) 今後の予定

- ～令和4年3月 庁内各部局から応募のあった課題を精査
- 同年4月～ 課題のオープン化
民間企業等から解決手法の提案
庁内各部局と提案された解決手法のマッチング

2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

持続可能な神奈川を実現するため、様々な社会的課題の解決に向けて、SDGsの取組を引き続き推進する。

(1) SDGsの認知度

本年度の県民ニーズ調査（第1回課題調査）の結果概要が、令和3年12月17日に発表され、SDGsの認知度について、「知っている」及び「言葉は聞いたことがある」と回答した方は全体の72.6パーセントと大幅に上昇した。特に、女性の認知度が前年比+41.8となり、男女ともに70パーセントを超した。

	知っている	言葉は聞いたことがある	計
男	53.2% (30.3%)	24.5% (14.1%)	77.7% (44.4%)
女	44.6% (16.0%)	26.7% (13.5%)	71.3% (29.5%)
計	47.4% (22.0%)	25.2% (13.5%)	72.6% (35.5%)

() 内は令和2年度

(2) SDGsを活用した社会的課題の解決促進

コロナ禍で一層深刻化する社会的課題の解決、特に生活困窮者支援を図るため、SDGsを道しるべに、多様な主体間のパートナーシップを後押しすることで、「共助」の取組を広げ、その成果を発信する。

ア 「生理の貧困」対策

「生理の貧困」の課題解決に向け、企業、大学、NPOなどが連携し、県内大学の女子学生に対し賛同企業のメッセージ等を掲載した生理用ナプキンの無料配布を行う。

- ・ **配布枚数** 3万4千枚（1万7千セット）
- ・ **賛同企業** 株式会社NTTドコモ、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社
(令和4年2月末現在)
- ・ **配布先大学** 神奈川大学、関東学院大学、東海大学
- ・ **受注窓口** 特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
- ・ **配布開始** 令和3年12月17日（金）から開始

- ・ **受取枚数** 3,476枚 (1,738セット) (令和4年2月1日現在)
生理用品の袋から誘導するWebアンケートを実施。
結果分析を行い、効果的な支援となるよう検討を進める。

イ 留学生支援

コロナ禍による社会的・経済的影響を受けている留学生への支援として、県と「ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム」が中心となり、留学生を対象とした有償型インターンシップを実施し、留学生の県内企業への就職促進を図る。

(ア) 対象

県内の大学・大学院に在籍する留学生で資格外活動の許可を得た者

(イ) 受入企業 県内企業14者

(ウ) インターシップ実施の決定

留学生向け合同企業説明会(令和3年12月23日開催:29名参加)後、
申込受付(令和4年1月7日まで)。

企業との面接を経て、令和4年2月から順次インターンシップを実施中。

ウ 取組事例等の発信

SDGsを活用した社会的課題解決の取組事例を発信する場として「ジャパンSDGsアクションフォーラム」を開催し、取組を広く共有することで行動の促進を図る。併せて、コロナ禍の中、SDGsの進捗の加速に向けた取組について、国際的な視点も踏まえ議論する。

(開催概要) <詳細は「参考」参照>

- ・ **開催日** 令和4年3月29日(火)(予定)
- ・ **主催** ジャパンSDGsアクション推進協議会
- ・ **開催形式** オンライン開催

ジャパンSDGsアクションフォーラムの概要

1 テーマ

世界が求めるSDGsと日本発のSDGs
～変革に向けたSDGsアクション～

今年こそ進もう。

「知っている」から、

「やっている」へ。

2 趣 旨

SDGs達成に向けて「変革」を呼び起こすため、GSDR2023(※) 中間報告をもとに、SDGsに今、何が足りないのかという具体的な危機意識を共有し、変革に向けたアクションをどう起こしていくべきかについて、議論・発信する。

特に、神奈川県など各地域で展開されているパートナーシップによる社会課題解決のSDGsアクションについて共有するとともに、横展開に向けて議論する。

※ 持続可能な開発に関するグローバル・レポート(Global Sustainable Development Report : GSDR)は、科学的な観点からSDGsの推進に関しガイダンスを提供し、政府やその他の関係者の行動に対する提言を行う報告書。

3 内 容

- (1) 開催日 令和4年3月29日(火) 9時30分～17時
- (2) 主催 ジャパンSDGsアクション推進協議会
- (3) 開催形式 オンライン開催(2つのチャンネルで配信)
- (4) 内 容 タイトル、登壇者等は変更になる場合があります。

チャンネル 1	チャンネル 2
<p>9:30～10:00 オープニング</p> <p>◆挨拶・蟹江 憲史 ジャパンSDGsアクション推進協議会会長/国連事務総長がGSDRのために任命した独立した科学者(Member of the fifteen Independent Group of Scientists to prepare 2023 GSDR appointed by UN Secretary General : IGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会局(UNDESA)幹部(調整中) ・黒岩 祐治 神奈川県知事 ・根本 かおる 国連広報センター所長 	
<p>10:00～11:00 【GSDRセッション/国連経済社会局(UNDESA)共催】</p> <p>世界を変革しSDGsを達成するために、何がインパクトをもたらすか</p> <p>～GSDR2023中間報告から見えてくるもの～【基調講演】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会局(UNDESA)職員(調整中) ・蟹江 憲史 ジャパンSDGsアクション推進協議会会長 ・国連事務総長がGSDRのために任命した独立した科学者(independent group of scientists:IGS)から 	

チャンネル 1	チャンネル 2
<p>11:00～12:15 【GSDR セッション/UNDESA 共催】 GSDR2023（中間報告）などグローバルな潮流を踏まえた、「変革」に向けた SDGs アクションの現状と今後の展開 ～「変革」へ向けたカギとなるポイントとは何か！～</p> <p>【パネルディスカッション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江 憲史 推進協議会会長/IGS ・長谷川 知子 (一社)日本経済団体連合会常務理事 ・有馬 利男 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事 ・三輪 敦子 (一社)SDGs市民社会ネットワーク共同代表理事 ・金井 司 21世紀金融行動原則運営機関/ 三井住友トラスト・ホールディングス(株)フェロー役員 ・IGS 	<p>11:00～12:00 【ローカルセッション第一部】 地域を元気にする SDGs アクション</p> <p>【事例紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済専門家からデータでみる地域のSDGs ・地域再生大賞受賞団体、推薦新聞社 (アミアーナ、福井新聞社 福井県) (株ディーグリーン、伊勢新聞社 三重県) <p>※地域再生大賞 全国地方紙 46 紙と共同通信社が、地域づくりに挑む団体を表彰(2010 年度～)</p>
<p>12:30～13:30 【GSDR セッション/UNDESA 共催】 グローバルな視点から課題解決に向けたビジネスによる SDGs アクションの事例発信</p> <p>【事例発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江 憲史 推進協議会会長/IGS ・釣流 まゆみ (株)セブン&アイ・ホールディングス執行役員 経営推進本部サステナビリティ推進部シニアオフィサー ・酒井 香世子 損害保険ジャパン(株)取締役執行役員 ・竹田 達哉 三井住友フィナンシャルグループ 企画部サステナビリティ推進室長 ・IGS 	<p>12:10～13:40 【ローカルセッション第二部】 広域自治体×SDGs 地域の社会的課題解決に向けた SDGs アクション</p> <p>【事例紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県 SDGs を活用した共助による社会的課題解決 ・滋賀県 琵琶湖版 SDGs 「マザー・レイクゴールズ」の取組 ・徳島県 徳島から世界へ！ 4ステップで広げる「エシカル消費」 ・沖縄県 官民連携による子どもの貧困対策
<p>14:00～15:00 【Youth Co:Lab（国連開発計画（UNDP）・Citi Foundation）セッション】 変革を起こす若手社会起業家～声を届けて「誰一人取り残さない」社会の実現へ～</p> <p>Youth Co:Lab（ユース・コラボ）若手対象SDGsビジネスコンテスト 日本・インド大会受賞者パネルディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗本拓幸 (株)Liquitous 代表取締役CEO ・山口由人 (一社)Sustainable Game代表理事(高校2年生) ・Shorya Mittal Humans of Safe Space CEO 	<p>14:00～15:00 【ローカルセッション第三部】 SDGs のローライゼーションに向けた仕組みづくり</p> <p>【パネルディスカッション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川廷 昌弘 推進協議会総合プロデューサー ・橋田 欣典 共同通信社編集局企画委員 ・大貫 萌子 SDGs- SWY 共同代表 ・山本 真悠子 (株)横浜銀行地域戦略統括部 ビジネスリーダー ・共同事務局職員 ・北廣 雅之 内閣府地方創生推進事務局参事官
<p>15:30～17:00 総括セッションーThink Globally, Act Locally 【パネルディスカッション】・蟹江 憲史 推進協議会会長 ほかフォーラム登壇者等 クロージング</p>	

3 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

(1) 未病（ME-BYO）

ア 健康経営の推進

健康長寿社会の実現に向けて連携・協力するため、令和4年2月2日（水）に健康長寿産業連合会との間で、健康経営の推進に関する覚書を締結した。今後、企業の従業員等の未病改善に資するため、健康長寿産業連合会が有する会員企業のネットワークや健康経営の推進に関する知見を活かしながら、健康経営の浸透を図っていく。

イ 未病の認知度

本年度の県民ニーズ調査（第2回課題調査）の結果概要が、令和4年2月10日に発表され、未病の認知度について、「言葉を聞いたことがある」と回答した方は全体の50.8%と昨年度に比べ3.8%低下した。

	男	女	全体
令和3年度	45.3%	56.3%	50.8%
(令和2年度)	(47.6%)	(61.4%)	(54.6%)

(2) 最先端医療・最新技術、国際展開

ア 「シンガポールミッション2022」の開催

県とライフサイエンス分野の連携に関する覚書（MOU）を締結しているシンガポール国立大学保健機構等と県内企業の連携強化のため、ライフサイエンス分野の有望技術や研究者等を紹介する等、今後の協働に向けた意見交換等を行う。

- ・ **開催日** 令和4年3月2日（水）（予定）
- ・ **開催形式** オンライン開催
- ・ **テーマ** MOUを通じたシンガポールミッションの成果と今後の継続的な連携に向けて
- ・ **参加団体** シンガポール国立大学保健機構ほか現地協力機関、ライフサイエンス分野の県内企業等

イ 高齢者ケアに係るオンラインセミナーの開催

コロナ禍における高齢者ケアや、県内自治体の健康寿命の延伸に向けた取組支援のために、世界保健機関（WHO）が推奨する高齢者ケアの内容や、地域の高齢者向け施策の効果分析、県内自治体による取組事例の紹介等を行う。

- ・ **開催日** 令和4年3月18日（金）（予定）
- ・ **開催形式** オンライン開催
- ・ **主な対象** 県内自治体の高齢者施策担当者、自治会など地域コミュニティの運営に携わる方、高齢者施設の職員 等

4 神奈川県科学技術政策大綱の策定について

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応に注力する「全庁コロナシフト」のため計画期間を延長した、「神奈川県科学技術政策大綱」（以下「大綱」という。）の計画期間が令和4年度末で終了することから、国の「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3～7年度）」等を踏まえて、令和5年度からの新たな大綱（第7期）を策定する。

(2) 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

(3) 策定の視点

- ・ 「SDGs」「Society5.0」「DX」など社会環境の変化、新型コロナウイルス感染症等の新たな課題を踏まえ、県の科学技術政策の基本的な方向を示し、科学技術の成果を産業や県民生活に結びつける役割を果たしていくものとする。
- ・ 現「大綱」に基づく施策の取組状況を踏まえるとともに、国の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」における視点を取り入れていく。
- ・ 神奈川県科学技術会議において専門的観点から議論していただくとともに、県民、市町村、大学、研究機関等の意見や提言を幅広く聴取する。

(4) 経過及び概要

産学公の立場などを代表する有識者から構成される神奈川県科学技術会議を開催（2月2日）し、次の議題について議論し意見を聴取した。

ア 議題

- ・ 神奈川県科学技術政策の取組状況と今後の展望等
- ・ 神奈川県科学技術政策関係施策等
- ・ 第7期「大綱」での目標の考え方について 等

イ 委員からの主な意見

- ・ 「神奈川らしさ」を出した新たな大綱としてもらいたい。
- ・ 県内の力のある拠点として、殿町や理研横浜等が大学や企業等とよく連携し、イノベーションを生み出す仕組みをよく検討してもらいたい。
- ・ 人材の育成と活躍する場づくりが大切である。特に、不足している情報系人材の育成を検討してもらいたい。

(5) 今後の予定

令和4年5月下旬～6月中旬 神奈川県科学技術会議において新たな
「大綱」骨子案について意見聴取

6月 第2回県議会定例会に新たな「大綱」骨子案を報告

7月中旬～8月中旬 新たな「大綱」骨子案について県民意見
募集等を実施

8月 神奈川県科学技術会議において新たな「大綱」素案につ
いて意見聴取

9月 第3回県議会定例会に新たな「大綱」素案を報告

12月 第3回県議会定例会に新たな「大綱」の議案を提出

5 未来社会創造に向けた取組について

コロナ禍における様々な社会的課題に対応するため、市町村や民間企業、アカデミア等と広く連携して、神奈川の未来社会創造につながる取組を推進する。

(1) ナッジの活用について

ナッジ(nudge:そっと後押しする)とは、行動科学の知見の活用により、選択の自由を残したうえで、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法である。

令和3年度は、徴収業務や庁内公募案件等について、ナッジを活用した事業を実施するとともに、県内市町村への普及にも取り組んだ。

ア 徴収業務におけるナッジ活用

県立学校の授業料徴収業務にナッジを活用し、徴収率の向上という効果が認められたことから、他の徴収業務におけるナッジの活用に取り組んだ。

(7) 県営住宅家賃に関する督促について

県営住宅に係る家賃の滞納を減少させるため、ナッジを活用した督促状を送付した。

The image shows the original '督促状' (Demand Notice) form. It includes a header with '料金後納郵便' (Postage paid), a recipient address, and a table titled 'あなたの家賃滞納状況' (Your Rent Arrears Status). The table has columns for '月分' (Month), '金額' (Amount), and '指定期限' (Specified Period). Below the table, there are sections for '合計額' (Total Amount) and '納入に関する問い合わせ先' (Contact Information for Payment). The main body of the notice contains a warning that if the rent is not paid by the specified deadline, the tenant's right to occupy the housing will be terminated. It also includes a '注意' (Note) section with three points: 1. This notice does not constitute a demand for payment. 2. If the notice is received before payment, please contact us immediately. 3. Please pay by the deadline to avoid further action.

This image shows the same '督促状' (Demand Notice) form as above, but with several callouts and annotations explaining the nudging strategy used. A box labeled '損失を強調' (Emphasize Loss) points to the text '引き続き家賃を納付されないときには、県営住宅条例の規定により住宅の明渡しを求めことになります。' (If you do not pay the rent, we will request you to vacate the housing according to the provisions of the public housing ordinance). Another box labeled '明確な動作指示' (Clear Action Instruction) points to the text '上記の「指定期限」までに必ず納付してください' (Please pay by the specified deadline). The '注意' (Note) section is also highlighted.

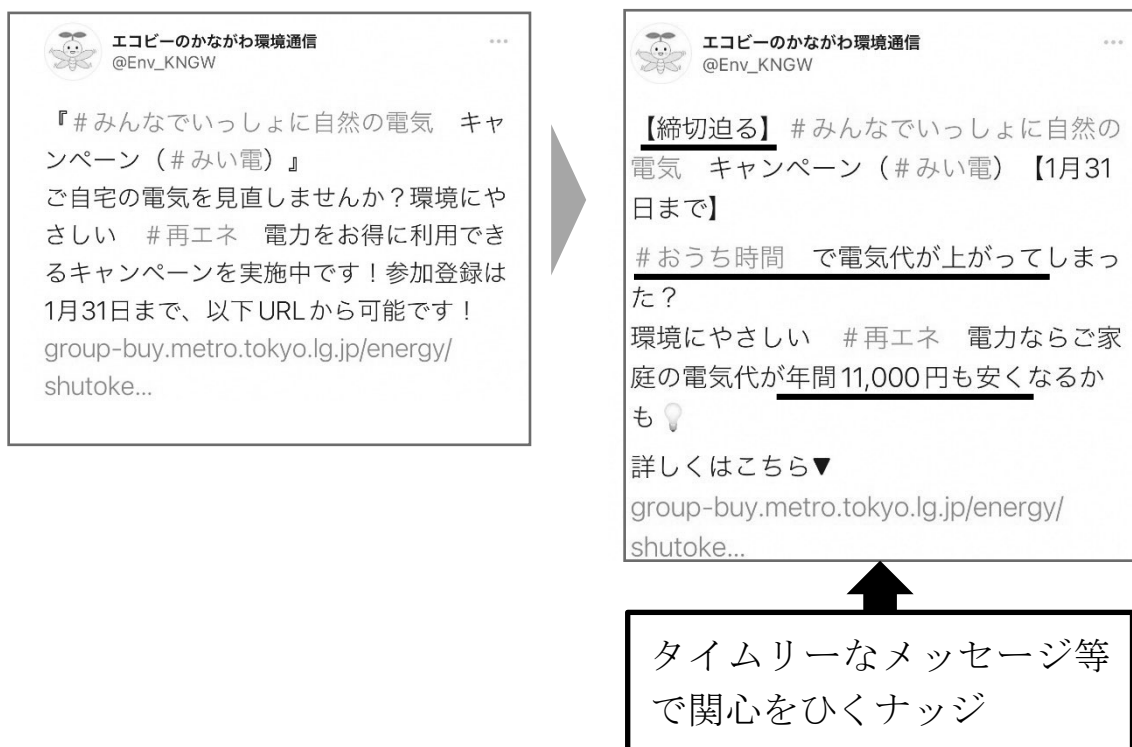
イ 庁内公募案件等におけるナッジ活用

県事業へのナッジ活用を促進することにより、政策効果を向上させるため、庁内各局に対し、県民等の自発的な行動変容を促したい事業の公募を行い、ナッジを活用した事業の実施につなげている。

(7) 応募案件における活用事例

a 「みんなで一緒に自然の電気キャンペーン」の普及啓発

・Twitter



(1) 庁内公募意見を参考にした事例

庁内公募で寄せられた「補助金業務の省力化を図るため、提出書類の不足を解消する方策について検討したい」を参考に、書類回収業務においてナッジを活用した事業を実施した。

a 男女共同参画の推進状況に関する事業者からの届出に関する督促

社会規範

令和2年12月8日

事業所を県内に有する事業者様

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長

神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出について（通知）

本県における男女共同参画の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、就業の分野における男女共同参画を推進するため、標準条例に基づき、常時使用する従業員数が300人以上の県内事業所におかまちは、別紙様式により、毎年11月30日までに届け出ていただくこととなっており、本年はすでに別紙等しいのとおり、9月24日付依頼文を送付しております。

つきましては、貴事業所が上記要件（従業員数300人以上）に該当されており、まだ届出をされていない場合には、別紙様式により速やかに届け出ていただきますようお願いいたします。

また、上記要件に該当しない事業所（従業員数300人未満）におかれましては、今後依頼状を送付しないためにも、お手数ですが、電話又は別紙FAX送信票(9月24日付依頼文裏面の「付添い」の方法でご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、既に届出されているにもかかわらず、万一、本状が届いた場合には、お手数をかけず取りませんが、その旨をご一報くださいますようお願いいたします。

* 当センターの休館日：毎週月曜日、国民の休日、年末年始（12/28～1/4）

問合せ先
参画推進課 ☉
〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1
県庁舎合同庁舎2階
電話 0466-27-2117
ファクシミリ 0466-25-6499
メール push@kcnvf.kanagawa.jp

就業の分野における男女共同参画の推進のために

神奈川県男女共同参画推進条例に基づく
事業所からの届出をお願いします

本通知は、神奈川県内にある事業所を単位として発行し、同一事業者・団体であっても、本社、支社、工場、営業所はそれぞれ別々の事業所となりますので、本文書の届いた貴事業所のみの方針に従って記載してください。

1 常時使用する従業員数が300人以上の事業所 ⇒ ①の用紙をご提出ください。
別紙等しいのとおり、別紙様式により速やかに届け出ていただきますようお願いいたします。
なお、ご届出いただいた事業所には、今後の集計結果と併せて、女性活躍推進の事例を紹介した冊子を提供いたします。

▼ 電子申請
届出書様式をダウンロードする
かながvas 条例届出 | 検索 | ☉ → 届出書様式を記入する → 送信する

▼ FAX
届出書様式を記入する → 送信票不要 | FAXにて送信してください。
FAX 0466-25-6499

▼ 郵送
届出書様式を記入する → 下記宛先に郵送してください。
〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県庁舎合同庁舎2階
神奈川県立かながわ男女共同参画センター参画推進課 宛

※ 添付の記載方法は、県HPに掲載しています。かながvas 条例届出 | 検索 | ☉

2 従業員数300人未満の事業所 ⇒ ②の用紙をご提出ください。
今後、事業所への電話や変更依頼状を送付しないためにも、以下のいずれかの方法でご連絡くださいますようお願いいたします。

▼ 電話
別添付結果の内容を、電話にてご連絡ください。
電話番号 0466-27-2114

▼ FAX
連絡票を記入する → 送信票不要 | FAXにて送信してください。
FAX 0466-25-6499

▼ 電子申請
連絡票を記入する → 連絡票をPDFファイルにする → 送信する

問合せ先
神奈川県立かながわ男女共同参画センター 参画推進課
〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県庁舎合同庁舎2階
電話 0466-27-2114
FAX 0466-25-6499

28～1/4

明確な動作指示

ウ 県内市町村への普及

県内で広くナッジを浸透させていくため、県内市町村職員等に対し、研修を行った。

(ア) 二宮町

二宮町の職員に対し、ナッジを知り体験してもらうため、国内外の事例や県庁での取組みの紹介、及びナッジの考案プロセスを実践する研修を実施した。

a 開催日 令和4年1月20日（木）

b 参加者数 21名

c 主な意見

- ・ 広報事務にすぐ活用できると思った。
- ・ 研修内容の質が高く充実しており、わかりやすかった。

(イ) 真鶴町

真鶴町が実施している「みんなでつくる身近な公園」プロジェクトに参加している真鶴町の職員や町民等に対し、ワークショップ形式で、公園利用者の行動特性を議論し、ナッジの考案を行う研修を実施した。

- a 開催日 令和4年1月29日（土）
- b 参加者数 13名
- c 主な意見
 - ・ 実際に手を動かしてみたら、発見があった。予想していなかった新たなアイデアが導き出されて面白かった。
 - ・ 公園づくりのプランの一環でナッジの知識を知ることができ、すぐに活かせることばかりだった。

(2) ドローン前提社会の実現に向けた取組み

ア ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業

インフラ点検用ドローンを用いた橋りょう点検の効率化が可能か実証事業を実施することとし、県は実証フィールドの提供などの支援を行った。

(ア) 技術実証の概要

橋りょうの裏側等のGPSが取得しづらい場所等でも飛行・撮影が可能な自律飛行型ドローンによる橋りょう点検を実施し、管理業務に有効な品質の撮影が可能か検証するとともに、飛行・撮影自動化ソフトウェアで生成された橋りょうの3Dモデル等が管理業務で有効か等、検証する。

(イ) 事業実施者

株式会社NTTドコモ 神奈川支店

(ロ) 実施日

令和4年2月17日（木）

(ハ) 実証場所

戸沢橋（厚木市）

(3) コミュニティ再生・活性化の取組

ア 民間との連携に係る取組

株式会社Helteとコミュニティの再生・活性化に関する連携協定を令和3年12月23日に締結。

(ア) 連携事項

- ・ 県内の日本人や留学生等のコミュニケーション機会の創出に関すること
- ・ 「Sail」を軸としたオンラインコミュニティの形成に関すること
- ・ 対面での交流機会の提供に関すること

- ・ その他社会的課題の解決に資する取組に関すること

(イ) 協定締結による取組

- ・ 「Sail」申込者への説明会開催（月に2回程度実施）
- ・ 外国籍県民の利用促進（無償化）（令和3年12月23日（木）～）
※「Sail」の利用は、日本人が無料で外国人は有料
- ・ 初めての人が参加しやすいよう会話事例集を作成

イ かながわコミュニティ再生・活性化推進会議の取組

県と市町村が連携して課題や取組事例などを共有するとともに、課題解決に向けた議論を行うため、実務担当者による課題別ワーキングをオンラインで開催。

(ア) 第3回課題別ワーキング

- a 日 時：令和4年1月18日（火）
- b 参加者：41名（24市町村）
- c テーマ：LINE公式アカウントを活用した回覧版について
- d 市町村からの主な意見
 - ・ 電子回覧板を導入した自治会長から、具体的な運用方法や効果等を直接聞くことができ、大変参考になった。
 - ・ 今回の事例を地域や関係部署に情報提供し、自治会活動のデジタル化を支援していきたい。
 - ・ 市として電子回覧板の導入を検討したい。

6 社会環境の変化に伴う政策課題について

(1) 趣旨

「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」は、令和4年度に最終年度を迎える。最終年度には、社会環境の変化を検証した上で、実施計画に示した政策全般について点検を行うこととしていることから、神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会においては、その参考となるよう、社会環境の変化に伴う政策課題の検討が行われてきた。このたび、同部会から、検討結果をとりまとめた報告書案「社会環境の変化に伴う政策課題について（案）」が示されたので、その概要を報告する。

(2) 報告書案の概要＜「参考資料」参照＞

ア 社会環境の変化

国内や世界における、神奈川を取り巻く特徴的な社会環境の変化について、以下の3つの区分で整理したもの。

(ア) 人口や世帯の動向とくらしの質的充実をめぐる状況

- ・人口減少と少子高齢化
- ・持続可能なまちづくりをめぐる状況
- ・出産・育児と子ども・若者をめぐる状況
- ・人生100歳時代をめぐる状況
- ・持続可能な医療・福祉をめぐる状況
- ・多様な人々の共生をめぐる状況

(イ) 持続的な経済成長に関わる様々なネットワークと生産活動をめぐる状況

- ・グローバル化の進展と顕在化するリスク
- ・デジタル・トランスフォーメーションの進展
- ・新たな交通ネットワークの形成
- ・第4次産業革命と産業をめぐる状況
- ・多様な人材（高齢者・女性等）をめぐる状況
- ・多様な働き方と学びをめぐる状況

(ウ) 地球環境の変化と自然との共生をめぐる状況

- ・地球温暖化とエネルギーをめぐる状況
- ・自然災害と防災をめぐる状況
- ・ごみ問題と資源循環をめぐる状況

イ 対応が望まれる課題

社会環境の変化から導き出される、今後対応が望まれる課題について、「かながわグランドデザイン」における7つの政策分野に沿って整理したものの。

(ア) エネルギー・環境

- ・脱炭素社会の実現等に向けたエネルギー政策の加速
- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルや経済活動の転換
- ・循環型社会の実現に向けた経済システムの推進

(イ) 安全・安心

- ・災害に強い地域社会の実現
- ・新興感染症に対応した柔軟かつ回復力の高い社会の実現
- ・犯罪や事故のない誰もが安心してくらす社会の実現

(ウ) 産業・労働

- ・デジタル化と更なるイノベーションによる国際競争力の強化
- ・中小企業の経営環境の改善と担い手の確保
- ・観光産業の振興と新興感染症等への対応
- ・農林水産業の振興と担い手の確保
- ・多様な人材の活躍による持続可能な経済発展
- ・多様な働き方・キャリア形成の促進

(エ) 健康・福祉

- ・持続可能な医療・介護の基盤の構築
- ・未病改善による一人ひとりの健康寿命の延伸
- ・障がい者の社会参加に向けた様々な障壁（バリア）の解消

(オ) 教育・子育て

- ・結婚や出産・育児の希望が叶えられる社会の実現
- ・子どもたちが地域で健やかに成長し、誰一人取り残されない社会の実現
- ・子どもたちが情報通信技術等を健全かつ柔軟に使いこなせる社会の実現

(カ) 県民生活

- ・男女が共に仕事と家庭を両立し、男女格差のない社会(ジェンダー平等)の実現
- ・多様な人々が安心してくらし、また多様性が地域の強みともなる社会の実現
- ・誰もが文化芸術やスポーツに親しみ生き生きとくらす社会の実現
- ・誰もが安全かつ迅速に行政サービスを楽しむ社会の実現

(キ) 県土・まちづくり

- ・強靱で成長性の高いまちづくり
- ・強靱かつ持続可能な社会インフラの構築
- ・生活に充実感を与える、魅力あふれる地域づくり

・地域に孤立を生まないコミュニティの形成・活性化

ウ 政策推進に当たっての留意事項

県として対応が望まれる課題に対応していく上で留意すべき事項を整理したもの。

(ア) 多様な担い手との協働・連携

多様な主体が、社会課題やそれぞれのビジョンを普段から共有し、それぞれの強みを活かした協働・連携を進めていくことが必要。

(イ) 国・県・市町村の適切な役割分担と自治体間の連携強化

首都圏を中心とした近隣自治体等との適切な協力関係のもと、広域的な行政課題の解決に取り組み、地域全体の住民ニーズに応じていくことが必要。

(ウ) 分野横断的な課題に対する総合的な政策の展開

様々な分野の課題解決に寄与することが期待されるデジタル・トランスフォーメーション（DX）に向けて、デジタル技術等が生み出す価値を最大限に生かすことのできる、総合的な政策を展開していくことが必要。

(3) 今後の予定

令和4年3月に計画推進評価部会から提出される予定の報告書を踏まえ、県として令和4年度に政策全般の点検を実施する。

7 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症について、政策局を中心とするこれまでの対応状況を報告する。

(1) 「感染防止対策取組書」の普及

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、飲食店等の各店舗において、業種ごとに定められたガイドラインに沿った感染対策を一覧で示した「感染防止対策取組書」について、令和2年5月から運用を開始するとともに、チラシやポスター等を作成するなど、県民や事業者への普及に取り組んでいる。

「感染防止対策取組書」の登録件数は、令和4年2月21日時点で、146,814件。

(2) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

昨年度から引き続き、県民や事業者に向けて各種支援メニューを掲載したチラシを作成し、県ホームページに掲載したほか、各地域県政総合センター等での配架、商工会及び商工会議所等への配布を行った。

(3) 「マスク飲食」の推進

感染対策の急所と言われる「飲食の場」での飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして、飲食する場合でも会話するときはマスクを着用する「マスク飲食」の取組を推進している。

ア 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

「マスク飲食」の実効性を高めるため、これまでの「感染防止対策取組書」を発展させ、「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行っている。

(ア) 概要

「感染防止対策取組書」に登録し、基本的な感染防止対策（アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、手指消毒の徹底など）に加え、マスク飲食実施店であることの対外的な発信、マスク等なしで会話をする方への着用の呼びかけなど、積極的に「マスク飲食」を実施している飲食店等からの申請に基づき、県が取組内容を確認し、審査した上で「マスク飲食実施店」として認証する。

(イ) 「マスク飲食実施店」認証状況（2月22日現在）

- ・ 申請数 34,724件（重複申請等を除く）
- ・ 認証数 34,330件

(ウ) 「飲食」の場における行動制限の緩和について

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴等を確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ制度」の要綱及び「対象者に対する全員検査」の取扱いが国から示された。

「飲食」については、第三者認証制度の適用事業者において、利用者の人数制限を緩和し、制限なしとする内容となっており、適用を受けようとする事業者からの登録申請を受け付けている。

なお、「ワクチン・検査パッケージ制度」による行動制限の緩和については、国の基本的対処方針等に基づき適用していない。

- ・ 登録数 4,531件（2月22日現在）

イ 飲食時の飛沫を可視化する動画の作成

マスク飲食をはじめとした感染防止対策の重要性を県民に理解いただくため、特殊な撮影方法により、飲食の際に基本的な感染防止対策とマスク飲食の組み合わせによっていかに飛沫が抑えられるかを可視化した動画を作成し、令和3年6月20日に公開した。

(4) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金

新型コロナウイルス感染症の最前線で闘う医療・福祉従事者を応援・支援するための基金を設置し、県民等からの寄附を受け入れている。

寄附受入状況は、令和4年2月21日時点で、975,369,336円（5,845件）。

8 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 在日米軍基地における新型コロナウイルス感染症対策に関する要請

ア 経緯

令和3年12月中旬以降、沖縄県の米海兵隊基地等で、米軍関係者の新型コロナウイルスの感染者が急増した。

こうした事態を受け、令和3年12月28日、知事が会長を務める「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」^{*1}において、在日米軍の水際対策の強化等を求める緊急要請を実施した。

12月31日には、米海軍横須賀基地において、多数の感染者が発生したことを受け、県として、基地からの外出制限など行動制限の強化等を求める緊急要請を実施した。

令和4年1月11日には、1月に入り、県内米軍基地で感染者が増加したことを受け、知事が会長を務める「神奈川県基地関係県市連絡協議会」^{*2}において、県内基地における迅速かつ適切な感染症対策の実施等を求める緊急要請を実施した。また、2月7日には、県市連絡協議会において、各基地が、周辺自治体が感染症対策として講じている措置を考慮した対応を継続すること等を求める要請を実施した。

イ 要請内容

日 付	要請主体	要請先	要 請 の 概 要
令和3年12月28日	渉外知事会	外務大臣 防衛大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県での大規模感染の原因究明 ・在日米軍の水際対策について日本の措置と整合した対応を実施すること ・米軍関係者へのオミクロン株の検査について必要な措置を講じること ・駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと
令和3年12月31日	県 知 事	外務大臣 防衛大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・基地内での感染者の隔離の徹底 ・基地からの外出制限の実施 ・日本への入国、在日米軍基地間の移動を最小限にすること ・定期検査の実施など、駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと ・感染症に関する適時適切な情報提供

日 付	要請主体	要請先	要 請 の 概 要
令和4年1月11日	縣市連絡協議会	外務大臣 防衛大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国者への感染防止対策の徹底 ・ 日本への入国を最小限にすること ・ 在日米軍基地間の移動制限及び基地からの外出制限の実施 ・ 米軍関係者へのオミクロン株の検査について必要な措置を講じること ・ 定期検査の実施など、駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと ・ 感染症に関する適時適切な情報提供
令和4年2月7日	縣市連絡協議会	外務大臣 防衛大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍の水際対策について、常に日本と整合的な措置を実施すること。各基地は、周辺自治体が講じる措置を考慮した対応を継続すること。 ・ 「検疫・保健分科委員会」の協議結果が、各基地の対策に確実に反映されること。 ・ 感染者数について、適切な公表を継続すること。衛生当局間の情報提供は引き続き迅速かつ的確に行うこと。 ・ 定期検査の実施など、駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと。米軍によるワクチン接種に関して、関係自治体への確実な情報提供と、接種者が不利益を被ることがないように適切な対応を行うこと。

※1 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会は米軍基地を抱える15都道府県（北海道、青森県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県）で構成。

※2 神奈川県基地関係縣市連絡協議会は、県及び基地関係8市（横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で構成。

ウ 国及び米側の対応

令和3年12月下旬以降、在日米軍は、それまでの水際対策を見直し、米軍関係者の出発地検査、日本への入国の際の検査及び、入国後5日目での検査の実施、入国後の移動制限期間の延長など、日本の水際対策の措置と整合する対応を図っている。

また、令和4年1月10日から24日まで、基地からの不要不急の外出制限措置も実施した。（外出制限は1月31日まで延長）

さらに、外務省は、1月28日に、日米合同委員会のもとに、「検疫・保健分科委員会」を新たに設置し、日米で保健・衛生上の議論を行っていくことを公表した。

(2) 米軍輸送機オスプレイの定期機体整備に関する国からの情報提供

ア 防衛省からの情報提供

令和4年2月2日に、防衛省から、日本飛行機株式会社による沖縄県普天間基地所属の米海兵隊オスプレイ（MV-22）の定期機体整備に関して、新たな情報提供*があった。

(ア) 情報提供の概要

- ・ 令和4年2月から、日本飛行機株式会社において、米海兵隊オスプレイ1機の定期機体整備を実施する。

イ 県の対応

2月2日に、防衛省に対し、日本飛行機株式会社厚木工場における整備等の安全管理の徹底と、特に、試験飛行については、市街地への影響を極力少なくすることや、今後、厚木基地周辺に大きな影響を与えるような情報については、適時・適切に情報提供することを要請した。

※ 令和3年第3回定例会総務政策常任委員会報告資料概要

令和3年8月11日に、防衛省から、日本飛行機株式会社による米海兵隊オスプレイの定期機体整備に関して、新たな情報提供があった。

○ 情報提供の概要

- ・ 日本飛行機株式会社は、厚木基地に隣接する厚木工場において定期機体整備を実施する。
- ・ 米軍との契約期間は、令和3年7月1日から令和12年12月31日まで。
- ・ 整備内容は、機体の内部構造の点検、腐食・損傷の修復や部品交換など。
- ・ 契約期間内における整備対象機数は合計51機の予定で、日本飛行機株式会社と株式会社SUBARUのどちらが整備するかについては、定期機体整備の所要が発生する都度決定されるため、現時点において、日本飛行機株式会社が整備する機数は未定。
- ・ 1機当たりの整備期間としては、約1年4か月を想定。

○ 県の対応

8月11日に、防衛省に対し、日本飛行機株式会社厚木工場における整備等の安全管理の徹底等について要請した。

(3) 日米共同訓練に伴う県内米軍基地の使用

ア 防衛省からの情報提供

令和4年2月24日に、防衛省から、本年3月4日から25日にかけて、東富士演習場（静岡県）等で実施される、日米共同訓練に伴う県内米軍基地の使用について情報提供があった。

(7) 情報提供の概要

【厚木基地関係】

- ・ 日米共同訓練に参加する、沖縄県普天間基地所属の米海兵隊オスプレイ（MV-22）6機程度が、機体整備等のため厚木基地を使用。
- ・ オスプレイの訓練は、沖縄県の基地負担軽減のため、平成28年に日米で合意した、「回転翼機及びティルトローター機等の沖縄県外への訓練移転^{※1}」に基づくもの。
- ・ 約120名が厚木基地を使用。（基地内に宿泊）

※1 平成28年9月の日米合同委員会において、沖縄県の基地負担軽減のため、普天間基地所属のオスプレイとヘリコプターによる訓練について、県外移転を進めていくことが合意。

※2 過去の訓練移転に伴う米海兵隊オスプレイの厚木基地の使用例としては、令和3年12月に6機程度が、また、平成30年2月に4機程度が使用。

【横浜ノースドック関係】

- ・ 当該共同訓練終了後^{※3}、米軍の人員・車両を、横浜ノースドックを経由して、沖縄県内の基地に向け海上輸送。
- ・ 横浜ノースドックに輸送される人員は約500名、車両は24両で、人員は専用バスにより、車両はトレーラーに積載して輸送。

※3 訓練開始時は、人員・車両は、沖縄県の基地から米艦船で輸送し、米海兵隊の沼津海浜訓練場（静岡県）を経由して搬入。

イ 県の対応

2月24日に、防衛省に対し、事故防止に万全を期すことや、訓練に参加する人員の新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すこと、また、オスプレイの運用にあたっては、できるだけ市街地上空を避けて飛行するなど、基地周辺への影響を最小限とすること等を要請した。

(4) 米軍及び米軍人等による事件・事故

ア 令和3年の事件・事故の概要

令和3年に、県または、「神奈川県基地関係県市連絡協議会」で要請を行った事件・事故は11件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
令和3年3月16日	米軍根岸住宅地区内で、枯芝等（約1ha）が燃える火災が発生。基地周辺への被害はなし。
令和3年5月9日	キャンプ座間所属の米兵が、沖縄県内で酒気帯び運転により逮捕。
令和3年5月9日	横須賀基地所属の米兵が、横須賀市内で酒に酔った状態で民家敷地に侵入し逮捕。
令和3年5月16日	横須賀基地所属の米兵が、横浜市内の高速道路において、逆走による車両衝突事故を起こし逮捕。米兵は、大麻らしきものを所持していたことから、大麻取締法違反の容疑でも逮捕。
令和3年5月29日	米海軍所属の米兵が、静岡県内で交通事故を起こし逮捕。被害者は3名（この内1名の方が死亡）。
令和3年8月11日	米軍人が、キャンプ座間内を車で走行中、キャンプ座間を通過する相模原市道の遮音壁に衝突し、その衝撃で壁の一部が市道側に落下。けが人なし。
令和3年10月22日	横須賀基地所属の米兵が、酒に酔った状態で横須賀市内の警備事務所に侵入しようとし、制止した警備員の顔を殴打し逮捕。
令和3年10月24日	横須賀基地所属の米兵が、東京都港区の路上において、酒に酔った状態で被害者の顔を殴打し逮捕。
令和3年10月24日	横須賀基地所属の米兵が、東京都港区の路上において、薬物所持により逮捕。
令和3年11月12日	厚木基地所属の米兵が、綾瀬市内で交通事故を起こし逮捕。被害者1名が死亡。
令和3年12月20日	横須賀基地所属の米兵が、酒に酔った状態で横須賀市立小学校に侵入し逮捕。

イ 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
犯罪検挙件数	17(4)	22(12)	14(8)	10(7)	22(12)
交通事故件数	39(21)	56(34)	45(27)	37(18)	36(24)
航空機事故件数	3	1	(1)	0	0
その他の事故件数	1	1	0	0	1

注1 犯罪検挙件数と交通事故件数は、軍人、軍属及びその家族によるもの

()内は、軍人によるもので内数

交通事故件数は人身事故の件数

注2 犯罪検挙件数及び交通事故件数は、神奈川県警察本部調べの速報値

注3 航空機事故及びその他の事故は、県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載

平成29年のその他の事故は、米軍イージス艦アンティータムの油漏れ
 平成30年のその他の事故は、キャンプ座間における火災
 令和元年の航空機事故件数の（１）は、国に事実関係の確認を依頼中のもの
 令和3年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災

ウ 再発防止に向けた県の取組み

事件・事故が発生した際には、必要に応じ県または、「県市連絡協議会」で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(5) 横須賀基地への原子力軍艦の寄港状況と放射能調査結果

ア 原子力軍艦の寄港状況(令和3年1月1日～12月31日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(1017)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(R2.11.14) ～ R3.5.11	131
1020	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	R3.2.20 ～ R3.2.20	1
1021	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	R3.2.23 ～ R3.3.3	9
1022	スプリングフィールド	潜水艦	6,082	R3.4.5 ～ R3.4.11	7
1023	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	R3.5.12 ～ R3.5.13	2
1024	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R3.5.16 ～ R3.5.19	4
1025	ジェファーソンシティ	潜水艦	6,082	R3.5.25 ～ R3.5.25	1
1026	ジェファーソンシティ	潜水艦	6,082	R3.5.28 ～ R3.6.2	6
1027	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R3.6.22 ～ R3.6.29	8
1028	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R3.7.3 ～ R3.7.3	1
1029	コネチカット	潜水艦	8,060	R3.7.17 ～ R3.7.17	1
1030	コネチカット	潜水艦	8,060	R3.7.28 ～ R3.7.28	1
1031	コネチカット	潜水艦	8,060	R3.7.31 ～ R3.8.3	4
1032	カール・ヴィンソン	空母	91,487	R3.8.28 ～ R3.8.31	4
1033	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	R3.9.14 ～ R3.9.14	1
1034	ハンプトン	潜水艦	6,082	R3.9.15 ～ R3.9.15	1
1035	ハンプトン	潜水艦	6,082	R3.9.17 ～ R3.9.17	1
1036	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R3.10.16 ～ 寄港中	77

入港回数：17回 実日数：243日 延日数：260日
 (令和2年の状況 入港回数：18回 実日数：201日 延日数：233日)

イ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和3年1月1日～12月31日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
78cps	165nGy/h	24cps	14nGy/h	57nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値78cpsについては、令和3年7月3日7時02分の記録であるが、スペクトル解析の結果より、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。

モニタリングポストの空間の最大値165 nGy/hについては、令和3年4月29日9時00分～9時02分までの間の記録であるが、スペクトル解析の結果より、この測定値の上昇は同時刻の非破壊検査装置を用いた作業の影響と考えられる。（原子力規制庁放射能調査結果から）

ウ 今後の対応

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、更なる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。